

## ◆◆豊橋善意銀行ひろば◆◆

## I. 放送日 令和 5 年 1 月 27 日（金）放送分

## 今週の話題

- (1) 豊橋善意銀行 週間寄付報告
- (2) 豊橋善意銀行だより第 196 号について
- (3) 令和 4 年分 税制優遇措置を受けられる方へのご案内

## (1) 豊橋善意銀行 週間寄付報告

豊橋善意銀行寄付状況〔1月20日（木）～1月25日（水）分〕

○お金の寄付は、	合計	14 件	116,458 円
内訳			
自由預託金		5 件	42,647 円
指定預託金		1 件	10,500 円
チャリティーボックス募金		6 件	28,311 円
年末助け合い		2 件	35,000 円

今週の主な寄付は、日東電工ひまわり株式会社ひまわり会様と会社に設置してある募金箱分合わせて 37,339 円をご寄付下さいました。

○品物の寄付は、書き損じはがき、食品・不燃布マスク合計 4 件ありました。

こども用不燃布マスク、食品は希望する福祉施設にお届けし、書き損じはがきは本行で活用させて頂きます。

## (2) 豊橋善意銀行だより第 196 号について

豊橋善意銀行では、年 4 回「豊橋善意銀行だより」を豊橋自治連合会のご協力をいただき組回覧で市民の皆様にお知らせしています。今回第 196 号は 2 月 1 日付けで組回覧されます。

掲載内容は、昨年末の善意活動の活動報告、寄付金・寄付物品の受入と活用報告、第 49 回市民チャリティーバザー収支報告等です。

なお、本行事務所でもお渡ししています。また、本行ホームページでも閲覧できます。気付いたこと等ありましたら、本行事務局までご連絡をお願いします。

## (3) 令和 4 年分 税制優遇措置を受けられる方へのご案内

令和 4 年中に、豊橋善意銀行へ「維持会費」や「年末たすけあい活動」などへの寄付金をお寄せいただいた方は、税制面での優遇措置を受けることができます。この優遇措置を受けるには、確定申告を行っていただく必要がございますが、この際に、「受領書」と、豊橋善意銀行への寄付が、税額控除の対象となることを証明する「証明書の写し」が必要になります。

受領書は、ご寄付をいただく都度、発行しておりますが、銀行振り込みなどによりご寄付いただいた方で、まだお手元に受領書が届いていない方は、豊橋善意銀行までご連絡ください。

また、「証明書の写し」は、豊橋善意銀行ホームページからダウンロードし、印刷してご使用いただくか、豊橋善意銀行事務局までお越しいただければお渡しさせていただいております。ご不明な点がございましたら、豊橋善意銀行事務局までお問い合わせいただくか、最寄りの税務署にご相談ください。